NTT西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 村尾 和俊 殿

> 大阪労働組合総連合 議長川辺和宏 大阪争議団共闘会議 議長 粕谷武志 JMITU通信産業本部大阪支部 執行委員長中村博之

## 要請書

わたしたち大阪労連と大阪争議団共闘会議は、本日、12月6日、大阪からすべての争議の早期解決、不当な解雇の撤回、パワハラ・セクハラ等の労働者いじめの根絶、労働組合に対する不当労働行為の一掃をめざして、秋の大阪争議支援総行動を展開しています。

2013年4月に施行された労働契約法第18条の「無期転換ルール」は有期労働契約の濫用的な利用を抑制し労働者の雇用の安定を図ることを目的に、同一の使用者との有期労働契約が「5年」を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換する法改正が行われましたが、2013年10月に貴社のグループ会社は「無期転換ルール」を骨抜きにする「雇用上限3年」規程を就業規則に追加し、昨年、今年と3年目を向かえた有期雇用労働者に対し「無期転換選考」と称して、恣意的・不透明な選考結果で「雇止め」を行い、本人が理由を求めても一切答えない不誠実な対応が続いています。

さらに、貴社のグループ会社であるNTTマーケティングアクト東海支店では、営業に携わる有期 雇用労働者112人に対し、「光コラボ」による業務見直しと称して、2015年11月30日に「雇 止め」(解雇)をおこないました。雇止めされた組合員6名が2015年10月29日、岐阜地裁に地 位保全及び賃金仮払いの仮処分を申立て、2016年3月15日、「本訴第1審判決言い渡しまで、毎 月20日に限り仮払いを実行せよ」の仮処分命令が下され、現在、職場復帰を求めて岐阜地裁で係争 しています。

2013年4月に施行された改正高年法は、公的年金(報酬比例部分)の支給開始年齢を65歳までの段階的引き上げに伴い「雇用と年金が確実に接続」させるため、これまでの労使協定による継続雇用対象者を限定できるしくみを廃止し、希望者全員を引き続き雇用する法的義務を事業主に課すとともに、継続雇用先をグループ会社にまで拡大されましたが、現在においても継続雇用を希望した「60歳みなし満了型」労働者の継続雇用を拒否し続けることは改正高年法を逸脱するものです。

貴社が今後も「改正高年法」を無視し、拒否し続ければ、6年後に退職する社員は65歳まで丸5年間「無年金・無収入」となり、憲法で保障された「生存権」「勤労権」が侵害されることは明らかであり社会的責任は免れません。

わたしたちは、すべての企業、公的機関(地方自治体)が、労働者と国民、地域と環境を大切にすることを求めています。また、すべての企業、公的機関(地方自治体)が、日本国憲法と労働基準法や労働組合法などの労働諸法を守るとともに、社会的規範やモラルを守り、コンプライアンス(法令遵守義務)を強化し、その社会的責任(CSR)を果たすよう強く求めています

本日の「12.6 秋の大阪争議支援総行動」には、8 の労働組合や争議団が参加し、「すべての争議の早期全面解決を!」、「裁判所・労働委員会は公正な判断をおこなえ!」、「許すな!安倍『雇用改革』、なくそうブラック企業!」、憲法改悪を阻止し「憲法を職場とくらしにいかそう!」をスローガンに掲げて、関係各位に申し入れ・要請行動に全力をあげてとりくんでいます。

貴社におかれましては、企業の社会的責任を果たし、良好な労使関係を確立するためにも、関係する争議の早期全面解決のため真摯に努力されるよう、以下の諸点を要請します。

- 1、貴社に関わる下記の争議事件について、NTT西日本の責任において裁判原告等と話し合って直ちに解決すること。
  - 岐阜 契約社員雇止め裁判(岐阜地裁)
  - · 大分 60歳超継続雇用裁判(福岡高裁)
  - · 大阪 60歳超継続雇用裁判(大阪地裁)
  - ・ 大分 竹中さん賃金支払請求裁判(大分地裁)
- 2、光コラボによる業務量の減少や業務集約、業務移管等を理由に、グループ会社で従事する非正規雇用労働者の一方的な「雇止め」は改正労働契約法19条違反であり行わないこと。
  - ①NTTマーケティングアクト社での有期契約社員C・Dに対する雇止めを撤回し、復職させること。
- 3、非正規雇用労働者の「雇用不安の解消」を趣旨とした、改正労働契約法に基づき、以下の改善・指導をグループ会社に行うこと。
  - ①改正労働契約法(18条)を守り、グループ会社の就業規則での「雇用上限3年」の廃止と、定年制(満60歳)の導入は、労契法18条の無期転換ルールを形骸化させるものであり早急に廃止し、定年年齢65歳までとすること。
  - ②雇用の安定と活性化をはかるために、NTTグループ企業で働く全ての非正規雇用労働者の正社員化を 行うこと。
  - ③グループ会社で同一業務に1年以上従事している非正規雇用労働者に対しては、本人の希望により正社 員で雇用すること。
  - ④グループ会社の担当業務の廃止や縮小に際しては、遅くとも3ヵ月以上前に説明を行い、関連業務等での 雇用を保障すること。
- 4、NTT 西日本における60歳越え契約社員制度及び労働条件について以下の改善を行うこと
  - ①2013年からの公的年金支給繰り延べによる「無年金」期間を生じさせない為に、改正高年法に基づき、 希望者全員の継続雇用制度をNTT西日本で完全実施し、すべての継続雇用希望者を65歳まで継 続雇用とすること。
  - ②60歳超え契約社員の雇用形態による賃金格差を無くし、最低賃金並みの時間賃金を1500円以上に引き上げること。
- 5、NTT西日本が実施してきた「50歳退職・賃下げ再雇用」制度の廃止に伴い、「既選択者」の地域会社社員の賃金をNTT準拠に戻すこと。

以 上